

(別冊)

第48期
株主総会参考書類

自 平成18年4月1日

至 平成19年3月31日

焼津水産化学工業^{株式会社}

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下の通りにいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第48期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案して次の通りといたします。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は126,473,022円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役9名および監査役4名に対し、従来の支給額および当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額2,430万円（取締役分2,090万円、監査役分340万円）支給することといたしたく存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

昨年5月1日に施行された「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」および買収防衛策の導入に伴う当社定款の所要の変更を行うものであります。

(1) 買収防衛策の導入に関連し、現行定款第6条（発行可能株式総数）を2,460万株から5,000万株へ増加するものであります。

(2) 買収防衛策の導入のため、第7章として防衛プランに関する条文を追加するものであります。

(3) その他、会社法が施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、 2,460万株とする。</p> <p>第3章 株主総会 (議決権の代理権行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>5,000</u>万株とする。</p> <p>第3章 株主総会 (議決権の代理権行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権行使することができる。</p> <p>② (現行通り)</p> <p><u>第7章 買収防衛策</u> (買収防衛策)</p> <p><u>第41条 当会社は、当会社の企業価値が、当会社およびその子会社が永年にわたって培ってきたノウハウおよびブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当会社の総議決権の20%に相当する株式の取得により、このような当会社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令および本定款によって許容される限度において、当会社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>2. 取締役会は、前項所定の基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「買収防衛策」という。）の導入、継続、変更または廃止を決定することができる。株主総会は、取締役会が行った、かかる決定を承認する旨の決議および既存の買収防衛策を廃止する旨の決議を行うことができる。これらの決議に関する決議要件は、本定款第17条第1項に定めるところに従うものとする。</u></p> <p><u>上記の買収防衛策の導入等に関する取締役会の決定が株主総会における決議をもって明示的に不承認とされた場合には、当該不承認に係る取締役会の決定は、将来に向かって無効となるものとする。</u></p> <p><u>3. 当会社は、基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることの防止を目的として、前項所定の買収防衛策に従って、当該買収防衛策において不適切な者として具体的に定められた者（以下「例外事由該当者」という。）によるその行使の条件に制約が付されるなど次項所定の内容を有する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当てまたは株主割当て（以下「無償割当て等」という。）を、取締役会の決議により行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>4. 取締役会は、前項所定の本新株予約権の無償割当て等を行うに際し、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件、当会社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者を除く新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項、新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当会社が本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者を除く新株予約権者が保有する本新株予約権についてはこれを当会社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当会社が適当と認める場合には、これを現金、債券、社債もしくは新株予約権付社債その他の財産、または本新株予約権に代わる新たな新株予約権等と引換えに取得することができる旨を定めた条項）等を定めることができる。</u></p>

第4号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策導入の件

本議案は、当社の企業価値、株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模な買付行為に関する対応策を導入しようとするものであります。

当社は、平成19年4月27日開催の取締役会において、本総会における本議案のご承認を条件として、大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかつた場合の対抗措置（以下「買収防衛策」といいます。）の具体的な内容を決定いたしました。

1. 基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、当社株主の在り方に關し、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為（下記2(2)(a)に定義されます。以下同じ。）の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値又は当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②当社株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当社に、当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を提示するために合理的に必要となる期間を与えることなく行われるもの、④当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、⑤買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当なもの、⑥当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値又は当社株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます。）の取得を目指す者及びそのグループ（以下「買収者等」といいます。）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は当社株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

（2）基本方針策定の背景

当社及びその子会社・関連会社（以下「当社グループ」といいます。）は、「天然素材の持つ無限の可能性を追求し、“おいしさと健康”を通して豊かな生活に貢献します」を当社グループ企業理念とし、研究開発を主体とした企業活動を進めております。

昭和34年の会社設立以来、当社グループは、天然資源・天然素材の有効活用、バイオマス利用をテーマとして事業の拡大を進めて参りました。また、昨今の食の多様化・少子高齢化の下、食品の持つ栄養的価値、嗜好性のほか、もう一つの機能として、「食品素材が人の生体調節にどのようにかかわり、機能しているか」の研究開発活動を通じて、従来の食品にない新たな機能を備えた素材・食品をプロデュースするまでに事業を拡大し、他社にない優位性のある製品・商品のラインナップ強化に努めて参りました。

このような背景を基礎に、当社グループは調味料事業を柱とし、機能食品、水産物及びその他の食品の製造・販売業務により、多角的且つ広範囲な事業展開を行っております。当社グループの各事業はいずれも、創業以来食品メーカーやそのお客様とともに成長・進化してきた各事業に関わる経験や専門知識を有する人材、当社グループが築き上げた信頼とそれに基づく取引先など様々なステークホルダーとの密接な関係、及び事業の基盤となる経営資源により成立しております。これらの経営資源は、永年にわたり当社グループが培ったノウハウ及びブランドイメージが相互に機能することにより、更なる価値を生み出し続けています。

他方で、昨今、新しい法制度の整備や経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の経営資源に基づく当社グループの持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となって参りました。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、前記の買収者等が現れることを想定しておく必要があるものと考えます。

もとより、当社といたしましては、あらゆる支配株式の取得行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記(1)の通り基本方針を策定した次第です。

2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

(1) 本プラン導入の目的について

当社は、上記1の通り、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為（下記2(2) (a)に定義されます。以下同じ。）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求ることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記2(2) (e)に定義されます。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。本プランの導入に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社いたしましては、本定時株主総会において、本プラン導入につき株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において本プランに関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを条件として、平成19年4月27日付で本プランの導入を決定しました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

(2) 本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙1）の通りですが、本プランの具体的な内容は以下の通りです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①ないし③のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限ります。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注8）を樹立する行為（注9）

- (注1) 証券取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 証券取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該特定の株主様との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当該特定の株主様の共同保有者（同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び証券取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 証券取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注5) 証券取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することが

できるものとします。

- (注6) 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び証券取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係及び信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注9) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当該他の株主に対して下記(c)記載の情報に準じた情報を提供していただくよう要請することがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。当社代表取締役社長は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこれを当社取締役会及び特別委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑨までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを特別委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます。）、又は当社取締役会が代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断及び当社取締役会並びに特別委員会による意見形成又は当社取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を隨時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。さらに、当社は、当社取締役会又は特別委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び証券取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ。）の概要（具体的な名称、資本構成、出資割合、財務内容並びに役員の氏名及び略歴・過去における法令違反行為の有無等を含みます。）
- ② 大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的な内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

- ③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（証券取引法第27条の26第1項に定義される重要な提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。）
- ⑦ 大規模買付行為の完了後に意図されている当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧ 反社会的勢力及びテロ関連組織との関連性の有無（直接・間接を問いません。）及びこれらに対する対処方針
- ⑨ その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会及び特別委員会が受領した日から原則として5営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①又は②の期間（大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会又は特別委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間（初日不算入）

② 上記①を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間（初日不算入）

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的な期間及びその具体的な期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

(e) 特別委員会の設置

当社は、本プランの導入に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます。）並びに社外有識者の3名以上から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置します。

特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本プランの導入当初における特別委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙2）の通りです。

特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、特別委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

①大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の

判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

②大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(コ)までのいずれかの事情を有していると認められる者である場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲することにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券、知的財産権などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合
- (オ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (カ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合

- (ア) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (イ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (カ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (コ) その他(ア)乃至(カ)に準じる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③特別委員会によるその他の勧告等

特別委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の決定等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該大規模買付行為が、「対抗措置発動等ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの骨子は、（別紙3）の通りです。）に定める手続に従わない場合等一定の要件に該当すると判断する場合、本ガイドラインに基づき、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。

なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく下記のウの方法により当社株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役を含む監査役の全員の賛成を得た上で、取締役全員の一致により決定することとします。以上の本ガイドラインに基づき、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議に係る決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

ウ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は、当該判断結果を公表した日から原則として60日以内を目標として、実務的に可能な範囲内で可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付行為は、株主総会における対抗措置の発動議案否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものといたします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

なお、当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った等の場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(h) 対抗措置の具体的な内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。ただし、会社法その他の法令及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別紙4）に記載の通りですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii)新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権についてはこれを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は本新株予約権に代わる新たな新株予約権（場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできます。）と引換えに取得することができる旨を定めた条項）、又は(iii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

3. 本プランの導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

(1) 本プランの導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案が承認可決された時点から本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、隨時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランに違反しない範囲、又は法令等及び証券取引所規則の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、若しくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

(2) 本プランに関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案について

当社は、本プランに関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を本定時株主総会に付議します（本プランに関する定款変更議案の概要につきましては、第3号議案に記載の通りであります。）。

当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく毀損する買収に対しては、企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から相当な範囲で、取締役会の判断により対抗措置を講じることが可能ですが、買収提案の内容が企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するものであるか容易に判断しがたい場合には、対抗措置の発動の可否について株主の皆様の意思を適切に反映する機会を設けることが望ましい場合があると考えます。

かかる考え方に基づき、当社は、当社取締役会が本プランによる対抗措置を講じることができる旨を定款に明記すること等を内容とする定款変更議案を提出します。

4. 株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本プラン導入時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じるもの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式一株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、本新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の割当基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次の通りです。

① 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された基準日までに名義書換の手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手続は不要です。）。

なお、本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使又は取得の手続

当社は、基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることになります。

ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。）。ただし、例外事由該当者については、前述した通り、その有する本新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する本新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、適時適切に開示しますので、当該内容をご確認下さい。

5. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下の通り充足しており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記2(1)記載の通り、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用される法令等及び証券取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案を本定時株主総会に付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、前述した通り、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられています。

(4) 当社取締役会による外部専門家の意見の取得

上記2(2)(d)記載の通り、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。

(5) 特別委員会の設置

当社は、上記2(2)(e)記載の通り、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができます。これにより、特別委員会の勧告に係る判断の客観性及び合理性が担保されることになります。

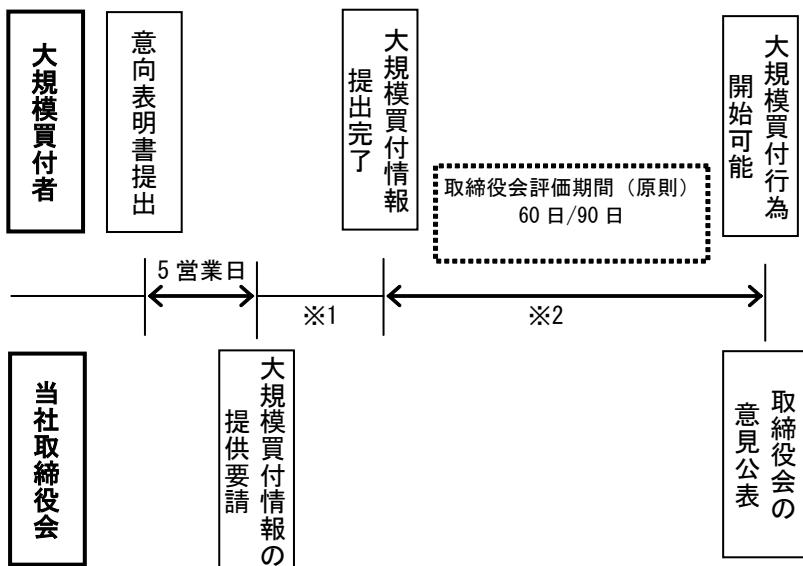
(6) ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることになります（本ガイドラインの骨子は（別紙3）をご参照下さい。）。

- (7) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと
- 本プランは、上記3記載の通り、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(別紙1)

【大規模買付ルールに関する概要】



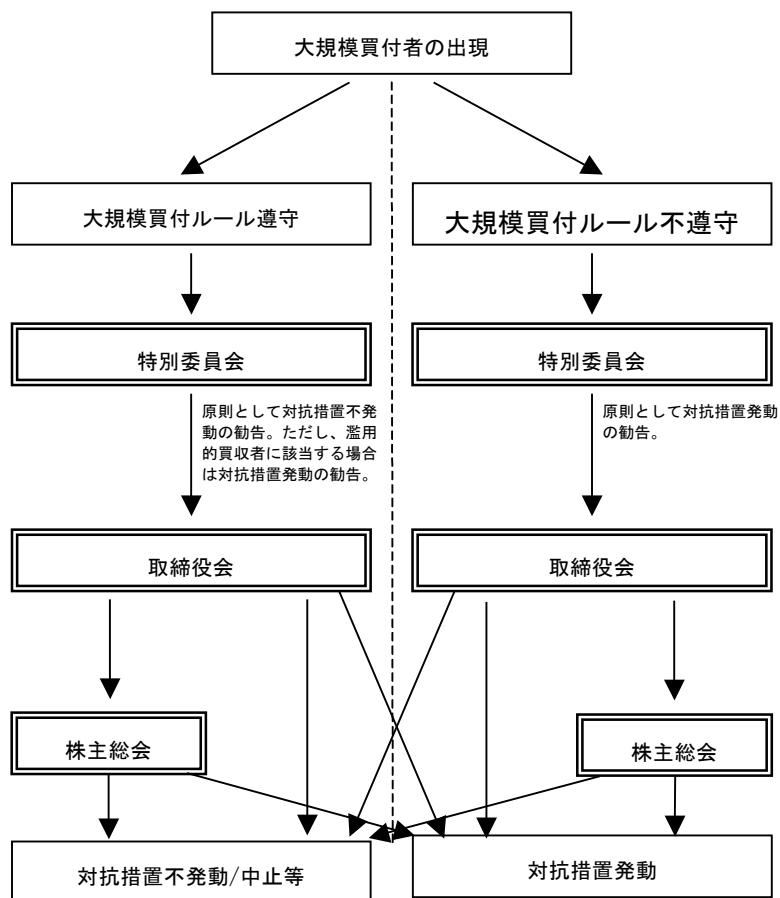
本プランは、上記3記載の通り、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

※1： 当社取締役会又は特別委員会が、当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます。）、又は当社取締役会が代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的な期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び特別委

員会による意見形成及び当社取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を隨時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

- ※2： 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）。なお、特別委員会が取締役会評価期間内に一定の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。
- ※3： 特別委員会は当社取締役会に対し必要に応じて勧告を行います。
- ※4： 当社取締役会は、必要に応じ、当社取締役会として株主の皆様へ大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等の提示を行い、また、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行います。
- ※5： 当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきものと判断した場合には、当社取締役会は、当該判断結果を公表した日から原則として60日以内を目標として、実務的に可能な範囲で可及的速やかに当社株主総会を招集します。

【大規模買付ルールに関する概要】



※ 別紙1は、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。

(別紙2)

特別委員会委員の氏名および略歴

- (氏名) 田中 浩 (たなか ひろし)
昭和18年12月3日生まれ
- (略歴) 昭和37年4月 焼津信用金庫 入庫
平成12年4月 同庫 執行役員
平成16年6月 同庫 退任
平成16年6月 当社監査役 就任 (現任)
平成17年11月 マルミフーズ株式会社監査役 就任 (現任)
- (氏名) 澤本 猪三雄 (さわもと いさお)
昭和14年6月13日生まれ
- (略歴) 昭和33年4月 株式会社静岡銀行 入行
平成5年4月 同行 理事検査部長
平成6年4月 元旦ビューティー工業株式会社出向
同社 常務取締役に就任、
株式会社静岡銀行退職
平成17年6月 同社 取締役副社長
平成18年6月 同社 取締役退任
当社監査役 就任 (現任)
- (氏名) 碓氷 泰市 (うすい たいいち)
昭和23年3月27日生まれ
- (略歴) 昭和50年3月 東北大学大学院農学研究科博士課程修了
農学博士 (東北大学)
昭和52年6月 静岡大学農学部農芸化学科・助手
平成元年9月 静岡大学農学部応用生物化学科・教授
平成17年4月 農学部長 (現任)

対抗措置発動等ガイドライン骨子

1. 目的

対抗措置発動等ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」という。）に関し、当社取締役会及び特別委員会（下記6.に規定される。）が、大規模買付者（以下に規定される。）が出現した場合に、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行う場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

本ガイドラインにおいて、「大規模買付行為」とは、次の①ないし③のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除く。）又はその可能性のある行為を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者を意味するものとする。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
 - ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）
 - ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限る。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注8）を樹立する行為（注9）
- （注1） 証券取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じとする。

- (注2) 証券取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいう。以下同じとするが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該特定の株主との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」という。)は、当該特定の株主の共同保有者(証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいう。以下同じとする。)とみなす。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。
- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び証券取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含む。
- (注4) 証券取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいう。以下本②において同じ。
- (注5) 証券取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいう。以下同じとする。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。
- (注6) 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなす。以下別段の定めがない限り同じ。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び証券取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。
- (注8) 「当該特定の株主様と当該他の株主様との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係及び信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主様が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。
- (注9) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が合理的に行うものとする。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。

2. 対抗措置の発動

特別委員会は、(1)大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合（大規模買付者が当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含む。）で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には原則として対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告し、又は、(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者が、次の(ア)から(コ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買収者」という。）である場合には対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し対抗措置の発動を決議するものとする。

ただし、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となつた事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主に問うべく当社株主総会を、当社取締役会が株主総会を開催すべきと判断した結果を公表した日から原則として60日以内を目標として、実務的に可能な範囲内で可及的速やかに招集することができるものとする。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲することにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合

- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券、知的財産権などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限られない。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (カ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (キ) 大規模買付者による支配権取得により、株主はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (ケ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (コ) その他(ア)乃至(ケ)に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

3. 対抗措置の不発動

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動しない。

- (1) 当社の総株主の議決権の2分の1以上を有する株主（ただし、大規模買付者を除く。）が公開買付けに応じる意思を表明した場合
- (2) 当社取締役会が、大規模買付者との間で十分な協議・交渉を行った結果、大規模買付者が濫用的買収者に該当しないと判断した場合
- (3) 本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合
- (4) その他当社取締役会が別途定める場合

4. 対抗措置の廃止

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を廃止する。

- (1) 当社株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (2) 当社株主総会において大規模買付行為を行う者の提案に係る取締役候補者全員が取締役として選任された場合
- (3) 特別委員会の全員一致による決定があった場合
- (4) その他取締役会が別途定める場合

5. 対抗措置の内容

原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとする（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」という。）。ただし、会社法その他の法令及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあるものとする。

なお、大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別紙4）に記載の通りとし、(i)当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないと行使条件や、(ii)新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権についてはこれを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は本新株予約権に代わる新たな新株予約権（場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできる。）と引換えに取得することができる旨を定めた条項）、又は(iii)当社が本新株予約権の一部を取得することとともに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることができるものとする。

6. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役（それらの補欠者を含む。）及び社外有識者から、当社取締役会により選任される。ただし、社外有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等又は当社の業務に密接に関連する分野を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、当社との間で善管注意義務条項を含む委任契約を締結した者でなければならないものとする。

特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができる。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとする。

特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会の委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 適時開示

当社取締役会は、本プラン上必要な事項について、株主及び投資家に対して、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行うものとする。

8. 本プランの導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成19年6月28日開催の当社第48期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において本プランの導入に関する承認議案が承認可決された時点から本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとする。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとする。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、本定時株主総会以降に行われる当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、本プランの継続、廃止又は変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行うものとする。

また、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランに違反しない範囲、又は法令等及び証券取引所規則の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、若しくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合がある。

新株予約権の無償割当ての概要

1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

- (2) 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき予め定める数の当社普通株式（以下「交付株式」という。）を交付し、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は当該新株予約権に代わる新たな新株予約権（これらの全部又は一部を当社普通株式に代えることもあり得る。）を交付する旨の定めを設ける場合がある。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 株主総会において大規模買付行為を行う者の提案に係る取締役候補者全員が取締役として選任された場合
- (c) 特別委員会の全員一致による決定があった場合
- (d) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する脅威ではなくなったと合理的に認められる場合には、当社は、特別委員会への諮問を経て、当該例外事由該当者からその所有に係る新株予約権又は新株予約権の取得対価として当該例外事由該当者に交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格を排除して算定するものとする。）で第三者が譲り受けることを斡旋するなど、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

第5号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	坂井和男 (昭和26年12月30日生)	昭和52年4月 当社入社 平成3年4月 研究開発第二部長 平成5年6月 取締役バイオケミカル事業部長 平成7年6月 取締役バイオケミカル研究開発部長 平成9年6月 取締役研究開発部長 平成11年1月 取締役開発本部長兼研究開発部長 平成13年6月 常務取締役開発本部長兼研究開発部長 平成14年6月 常務取締役開発本部長兼研究開発部長兼商品開発部長 平成15年6月 代表取締役社長（現任）兼開発・生産本部長兼研究開発部長 平成16年6月 開発・生産本部長兼大連味思開生物技術有限公司董事長 平成17年6月 開発本部長 （現在に至る）	3,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
2	山本和広 (昭和24年4月11日生)	昭和48年4月 静岡銀行入行 平成9年6月 同行営業企画部長 平成11年4月 同行理事吳服町支店長 平成13年6月 同行執行役員本店営業部長 平成15年6月 同行退任 平成15年6月 静銀ディーシーカード株式会社代表取締役社長 平成16年6月 同社代表取締役社長退任 平成16年6月 当社常勤監査役 平成17年6月 常務取締役経営統括本部長 (現在に至る)	10,000株
3	酒井尚吾 (昭和28年8月9日生)	昭和52年4月 当社入社 平成3年4月 研究開発一部長 平成5年6月 取締役研究開発部長 平成8年4月 取締役技術部長 平成11年1月 取締役購買部長 平成12年6月 取締役購買部長兼管理部長 平成13年6月 取締役購買部長兼営業企画部長兼オ一ケ一食品株式会社代表取締役社長 平成14年7月 取締役生産本部購買部長兼製造部長 平成15年7月 取締役開発・生産本部製造部長 平成16年6月 取締役開発・生産本部製造部長兼中国室長 平成16年7月 取締役中国室長 平成18年1月 取締役生産本部長兼中国室長 平成18年6月 常務取締役営業本部長 (現在に至る)	10,327株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
4	松本圭一郎 (昭和10年11月26日生)	昭和34年4月 当社入社 昭和40年5月 研究室長 昭和44年5月 取締役工場長 昭和49年6月 代表取締役社長 平成元年8月 代表取締役社長兼営業本部長 平成元年12月 代表取締役社長兼オーケーフード株式会社代表取締役社長 平成8年4月 代表取締役社長兼バイオケミカル研究開発部・研究部担当兼研究開発部長 平成13年6月 代表取締役会長 平成17年6月 取締役相談役 (現在に至る)	323,463株
5	高橋英之 (昭和30年10月25日生)	昭和53年4月 富士工業株式会社入社 昭和54年5月 日本シイベルヘグナー株式会社入社 昭和63年1月 当社入社 平成11年1月 営業本部東京営業部長 平成11年6月 取締役東京営業部長 平成13年4月 取締役食品営業部長 平成14年6月 取締役営業本部食品営業第一部長 平成15年7月 取締役営業本部新素材営業部長 平成16年11月 UMI ウエルネス株式会社取締役に就任 平成18年7月 取締役営業本部海外営業部長兼任大連味思開生物技術有限公司董事長 (現在に至る)	5,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
6	齋藤 滋 (昭和32年3月15日生)	昭和55年4月 当社入社 平成13年6月 開発本部商品開発部長 平成14年7月 営業本部食品営業第二部長 平成16年7月 開発・生産本部製造部長 平成17年6月 取締役開発・生産本部製造部長 平成18年1月 取締役生産本部製造部長 平成18年6月 オーケー食品株式会社代表 取締役社長 (現在に至る)	10,027株
7	松田 秀喜 (昭和27年8月20日生)	昭和53年4月 宝酒造株式会社入社 昭和63年4月 同社 次席研究員 平成11年4月 同社 調味料営業・マーケティング部次長兼調味料マーケティング課長 平成14年4月 同社 T Sセンター長 平成15年4月 同社 商品本部長付食品技術担当部長 平成17年4月 当社出向 企画開発室部長 平成17年7月 開発本部調味料開発部長 (現在に至る)	一株
8	石川眞理子 (昭和34年6月26日生)	昭和58年4月 当社入社 平成6年3月 製造部 工場長 平成6年8月 研究開発部 課長 平成13年8月 生産本部品質保証部品質保証課長 平成15年7月 品質保証室長 平成17年7月 品質保証センター長 (現在に至る)	3,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
9	山田直道 (昭和23年3月3日生)	昭和45年4月 日本油脂株式会社入社 平成8年4月 同社 化成事業部化成品第2営業部長 平成12年10月 同社 化成事業部海外部長 平成13年6月 同社 化成事業部企画室長兼海外部長 平成15年10月 同社 油化事業部技術企画室長 平成17年6月 同社 執行役員食品事業部長 (現在に至る)	一株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成19年6月28日付をもって任期満了より取締役を退任する高橋誠一氏、伊藤正次氏、萩原諭氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、上記退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は次の通りであります。

氏名	略歴
高橋 誠一	昭和62年6月 取締役 平成9年6月 常務取締役 平成13年6月 代表取締役常務取締役 平成15年6月 代表取締役専務取締役 平成19年6月 現在に至る。
伊藤 正次	平成13年6月 取締役 平成19年6月 現在に至る。
萩原 諭	平成17年6月 取締役 平成19年6月 現在に至る。

第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

役員退職慰労金制度を本総会の日をもって廃止することに伴い、第5号議案をご承認いただくことを条件として重任される取締役6氏、在任中の監査役4氏に対し、本総会終結の時までの在任期間に對応した退職慰労金の打ち切り支給を行うことといたしたく、当社の定める規程に従い、相当額の範囲内で贈呈することをお諮りしたいと存じます。

なお、贈呈の時期は各氏の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本打ち切り支給に該当する取締役および監査役は、次の通りであります。

氏名	略歴
坂井和男	平成5年6月 取締役 平成13年6月 常務取締役 平成15年6月 代表取締役社長 現在に至る。
山本和広	平成16年6月 常勤監査役 平成17年6月 常務取締役 現在に至る。
酒井尚吾	平成5年6月 取締役 平成18年6月 常務取締役 現在に至る。
松本圭一郎	昭和44年6月 取締役 昭和49年6月 代表取締役社長 平成13年6月 代表取締役会長 平成17年6月 取締役相談役 現在に至る。
高橋英之	平成11年6月 取締役 現在に至る。
齋藤滋	平成17年6月 取締役 現在に至る。
石黒厚士	平成13年6月 監査役 平成17年10月 常勤監査役 現在に至る。
加藤啓介	平成10年6月 監査役 現在に至る。
田中浩	平成16年6月 監査役 現在に至る。
澤本猪三雄	平成18年6月 監査役 現在に至る。

第8号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成7年6月29日開催の第36期定時株主総会において月額1,600万円以内、監査役の報酬は、平成13年6月28日開催の第42期定時株主総会において月額240万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額2億2,000万円以内、監査役の報酬額を年額4,000万円以内と改めさせていただきたいと存じます。なお、第5号議案が原案どおり承認可決されると、本議案の対象となる取締役の員数は9名、監査役の員数は4名であり、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分は含まないものとしたいと存じます。

以上